別表第三㈠イの表第二種作業服上衣の項を削り、同表作業服ズボンの項を次のように改める。

作業服ズボン	
地質	作業服上衣と同じとする。
製式	長ズボンとする。両わきに各一個の隠しポケット及びふたつきポケットをつけ、布ファスナーでそのふたを留める。胴回りに五個のバンド通しをつけ、紺色のバックルつきの共切れのバンド一個をつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。

別表第三㈠イの表女性第一種作業服上衣の項、女性第二種作業服上衣の項及び女性作業服ズボンの項を削り、同表作業帽（海曹長以下に限る。）の項を次のように改める。

作業帽	
地質	作業服上衣と同じとする。
製式	円筒型とし、共切れの前ひさし及びあごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において縫いつける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。後面に帽子用調整具をつけたいかる。前面に共切れのだ円型台地に青灰色の糸で桜花をつけたいかりを刺しゅうし、台地の周囲を青灰色の糸で縁どりした帽章をつける。形状は、図のとおりとする。

別表第三㈠イの表階級章の項中「のうち男子であるもの」及び「、当該自衛官のうち女子であるものにあつては、台地の色は、黒色とし」を削り、同表備考一中「冬服ズボン」の下に「、女性冬服上衣、女性冬服ズボン」を、「第一種夏服ズボン」の下に「、女性第一種夏服上衣、女性第一種夏服ズボン」を加える。

別表第三㈡の表女性第二種短靴の項の次に次のように加える。

女性第三種短靴	別表第三㈠イの女性第三種短靴と同じとする。

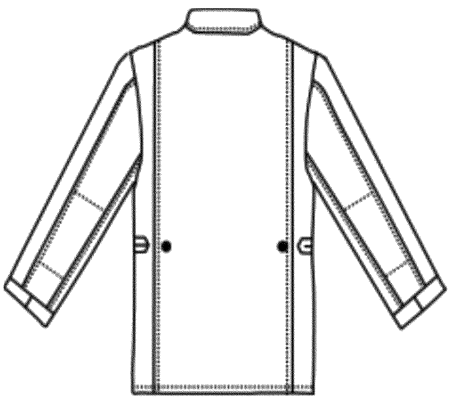
別表第三の図㈠イ第一種作業服上衣及び女性第一種作業服上衣の図を次のように改める。

作業服上衣

（前面）



（後面）



作業服ズボン

別表第三の図㈠イ中第二種作業服上衣及び女性第二種作業服上衣の図を削り、作業服ズボン及び女性作業服ズボンの図を次のように改める。

